検査ニ對シ仲介スルコトヤ工場ニ於テ從前ノ協約ヲ
無視シ検査ヲ廢シ何ラ検査ヲ為サズ為メ從前
ヨリ不良検査多ク為メ從テ勝ニ収入減少シ來リシニ
勝ニ之レヲ為シ十一月十一日罷業ヲナセリ

要求ノ件

一、今ノ方法ノ検査ヲ緩和セラルベシ

労働者ノ製作シタル製織品検査ハ大山方之ヲ行ヒ居リ
多品ヲ不良品トシ引続キ係リ不合格トナリタル者ヲ減ジ報酬ヲ減ゼラルル
ソレヲ製造スル職工ニ於テ其ノ責任ヲ負担スルモ從テ紺村
ハ製品検査ヲ目ヲ為サズシテ只管製品検査ニ對シテハ一切
容喙セザルコト十一月廿日円満解決ス

(11) 鳥取染織株式会社

一、二〇一一、二六

所在地　鳥取市立川町二ノ六五
労働者　九五名(内女八九名)
参加者　全員
争議経過
本工場ノ職工賃金ハ日給ニシテ毎月十五日及月末ノ二回支払契
約ナルモ近時不況ニ依リ賃金ノ支払モ為シ能ハズ甚シキ遅延ヲ来シ
ヲ延シ先月(十月上)ノ給料ヲ本日迄支払ハズ依テ職工側ハ
之ヲ不安トシ且会社ノ誠意ヲ疑ヒ十一月二十日全部
支払ヲ要求シ会社ニ罷業ヲ為スモ会社ハ
数日ノ猶予ヲ乞ヒ之ヲ陳謝シ十一月中ニ全部ノ支払ヲ約シ
直ニ就業シ今日ニ至リ解決シ就業
セリ

財團法人協調會